

令和元年6月27日現在

機関番号：32720

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04205

研究課題名（和文）障害者権利条約に照らした意思決定及び社会的包摂を通じた福祉国家レジームの検討

研究課題名（英文）Decision-making of People with Disabilities and Social Inclusion in Different welfare Regimes: Comparing the EU Member States and Japan in the Light of the UNCRPD

研究代表者

引馬 知子（HIKUMA, TOMOKO）

田園調布学園大学・人間福祉学部・教授

研究者番号：00267311

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,500,000円

研究成果の概要（和文）：日本が2014年に批准した国連の障害者権利条約は、障害のある人が障害のない人に等しく社会に参加できるための原則と諸手段を示し、それらの実施を締約国に求めている。本研究は、同条約に照らして、障害のある人の社会参加に関わる意思がどの程度把握され、どの程度実現しているかを、特に就労と生活保障（条約第27、28条等）に焦点をあて検討した。生活構造論やワークライフバランス論を活用しつつ、既存のデータや調査を整理及び分析し、さらに日本と同様に条約を批准したEU及びEU諸国を調査し、比較検討した。異なる福祉国家レジームにおいて社会的包摂の手段とあり方には相違があり、相違は今後の改革の参考となる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

障害のある人々は、事物、制度、慣行、観念上の社会的障壁に直面して、排除を経験してきた。これらの人々の労働参加と生活保障の新たなあり方の検討は、加齢やライフステージの変化によって活動上の制限を有する人々が増加する社会において、人々の豊かな生活設計を描くにあたり重要となる。あわせて、障害には多様性があり、障害の視点からより良い包摂の要素を明らかにすることは、すべての人の社会参加、格差の削減、さらには持続可能な社会経済の形成に繋がり、共生社会実現の布石となる。

本研究の成果に基づき、複合的な属性（性別、年齢、人種等）やワークライフバランス論を用いたさらなる検討と提言の実施が可能となった。

研究成果の概要（英文）：The research aims at finding clues for the discussions on how to reform welfare states by focusing on the dynamics inherent in decision-making by people with disabilities (PWDs) and comparing these dynamics among the EU member states and Japan. It primarily focuses on employment and social protection of PWDs. It examines opinions and wishes by PWDs as well as the present conditions of social inclusion of PWDs in the light of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities under different welfare regimes. Work-life-balance theories are used as the framework of the examination. Similarities and differences among some EU countries and Japan in terms of social inclusion, especially the articles 27 and 28 of UN CRPD are explored throughout this research.

研究分野：社会福祉、社会政策

キーワード：社会的包摂（ソーシャルインクルージョン） 障害者権利条約 共生社会 意思決定支援 福祉国家
ワークライフバランス 福祉制度改革 就労支援

1. 研究開始当初の背景

日本や EU 諸国では“福祉国家の危機”が生じた後、少子高齢社会の進行や経済停滞などに起因して“ポスト福祉国家”が模索されるなど、福祉改革が進展している。改革の方向性には、積極的な労働市場政策（アクティベーションあるいはワークフェア）、社会保障の見直し、公私の役割分担の再編等が共通して見受けられる。この改革の対象には、社会で最も排除を経験してきた集団の一つである障害のある人々の、福祉・就労支援制度が相当程度含まれている。

障害のある人々は、長きにわたり“保護の客体”に位置づけられてきた。このため、社会生活の決定に必要な多様な選択肢や情報を得にくく、時に意思決定が尊重されなかったり、意思そのものを問われない場合も少なからずあった。結果として、障害のある人は障害のない人に比べて、労働、教育、文化、消費などのさまざまな場面で自らの意思に基づく社会行動が承認されず、社会参加の場から排除され、尊厳ある自律及び自立した生活を営むことに困難を見出してきた。その象徴的な事象が、障害のある人々の長期にわたる施設生活、福祉的就労、貧困問題である。

一方、1990年代以降、障害のある人々を障害のない人々に等しく権利の主体とし、あらゆる生活面における社会参加を促していく動きが世界的に醸成をみた。2006年には国連の障害者権利条約が採択され、EUは2010年に、日本は2014年に同条約を批准した。障害者権利条約は、人が有する既存の権利や自由を、障害のある人にも同等に確保するための原則や手段を明示する。手段には、支援を受けた意思決定、均等待遇や合理的配慮、メインストリーム化、アクセシビリティの向上、当事者参画等があり、これらを通じて障害のある人々の労働参加や地域における自立生活をより可能としていくのである。

こうした福祉改革や人権保障の動きのなかで、社会・経済的な機会を提供するための「個人モデル」から「社会モデル」への転換、すなわち社会的障壁の削減が目指され、人の多様性を活かす共生社会づくりが試みられつつある。障害分野において福祉中心の政策から福祉と人権・市民権の両立を可能とする政策へと向かう動きは国際的に高まっている。障害のある人々の就労参加と生活保障は、福祉国家の今後の制度改革の方向性と具体的内容次第で大きく変化し得るのである。

障害のある人々は少なくとも全人口の15%以上を占めており（WHO 2011）、こうした新たな文脈における就労及び生活保障への試みは、日本が目指す「一億総活躍社会」（厚生労働省 2012等）や、EUが目指す「持続可能でインクルーシブな成長（包摂的な成長）」（European Commission 2010）の実現にも深くつながっている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、国連の障害者権利条約の原則や手段に照らして、障害のある人々の意思決定とソーシャルインクルージョンの実際及びさらなる可能性を、就労と生活保障に特に焦点をあてて、日本及びEU加盟国の比較を通じて明らかにすることにある。

具体的には、次の4点の検討を行う。第一に、日本とEU及びEU加盟国における障害のある人々の意思（意識や要望）、就労、貧困、ソーシャルインクルージョンに関わる既存のデータや

指標を分析して、有用な比較検討の視点を明らかにすることである。第二に、日本と EU 加盟国において、障害のある男女が利用できる労働市場施策やプログラムにどのような選択肢があり、その結果としての労働と生活条件等がどのようになっているかを比較することである。この範囲には保護雇用や福祉的就労も含む。第三に、障害者権利条約の第 27 条（労働及び雇用）と第 28 条（相当な生活水準及び社会的な保障）が規定する内容に則した、労働市場におけるアクティベーションスキームやこれを支援する福祉制度について明らかにすることである。第四に、社会経済的な持続可能性と、障害のある人々の人権に関わる国際的な基準（国連条約や ILO 条約）の双方を満たす、労働施策や福祉制度の要素を、日本と異なる福祉国家レジームにある EU 数か国間の相違と、日本および EU のガバナンスの検討を通じて導き出すことである。

3．研究の方法

研究の方法は、日本と EU 及び EU 数か国の政府等による報告書、統計やデータと指標、政策資料等に関わる文献調査、労働市場とこれに関連した福祉制度のケーススタディである。さらに、これらから明らかになった点を明確化し掘り下げるために、関係諸機関・組織の訪問調査を行う。EU の研究機関、大学（リーズ大学、マーストリヒト大学等）、統計とデータを扱う EU 諸機関およびシンクタンク、非営利組織（欧州障害サービス事業者協会等）と連携を密にして研究を遂行する。

4．研究の成果

障害当事者の意思決定と社会参加について、障害者権利条約の一般原則（第 3 条）、労働及び雇用（第 27 条）、相当な生活水準及び社会的な保障（第 28 条）及び、これらに関係が深い条文（12 条の法的能力や 19 条の自立生活）に照らして、就労と生活保障の観点から日本と EU 及び加盟国の比較検討を行った。検討にあたり、日本や EU の調査研究、社会的排除及び就労と生活状況に関わる統計やデータ、障害者権利条約の履行に関わる障害者権利委員会の EU 及び加盟国の審査資料、日本の政府報告などを活用した。

その上で、福祉国家の異なるレジームにおける現状や相違を分析する枠組みとして、当初は生活構造論を用い、さらに最終的には検討を重ねた結果、日・EU で共通して取り込まれるワークライフバランス論と同政策を用いるに至った。このため生活構造論とワークバランス論に関わる調査研究も並行して実施した。

分析の結果、EU 及び加盟国、日本のいずれにおいても、障害のある当事者にとって障害者権利条約の当該条項の履行には不十分な点があり、当事者は就労と生活において相当程度の社会的排除を経験していることが明らかになった。例えば、障害のある人の失業率は障害のない者に比べ 2～3 倍高く、就労にも影響を与える教育への参加率は低く、高等教育を受ける者については障害のない者の半分以下であった。また、一般労働市場で雇用される障害のある者は全体として 2 割程度で、そのほかは保護雇用や福祉的就労に就いていた。これらの結果として、障害のある者の貧困率は EU 各国及び日本において、相当程度低い。同時に、既存の福祉制度は共通して貧

困を一定程度緩和していること、しかしその度合いは異なる福祉国家レジーム間で開きがあることがわかった。

さらに、障害のある人々や活動制限がある人々の意識調査等に基づくと、障害のある人の意思は実際の就労および生活状況に必ずしも反映されておらず、社会経済的な持続性からも再検討が望ましい点が多々見受けられた。多くの政策が障害者権利条約等を参照しつつも制度改革は道半ばであり、柔軟な対応が制度上十分でないことと、労働と福祉等において一貫性のある政策の実行に困難が見出されることも指摘できる。あわせて、ケーススタディ等から、意思決定の段階から社会参加の実際に至るまで、生活と就労の状況は相互に密接に影響し合っていることがわかった。

貧困の緩和状況のみならず、社会的排除や包摂の度合いや、意思（意識や要望）との現実の差異についても、EU加盟国や日本における異なる福祉レジームの国々で共通点と相違が見出された。分析を深めるために、日本とEU全体のガバナンスを確認した上で、EU加盟国のなかでの自由主義モデルに属するイギリス、社会民主主義モデルに属するスウェーデンを取り上げ、日本型福祉国家との比較のもとに詳細な相違と課題を検討した。また、これらをワークライフバランス論と同政策の枠組みに落とし込む試みに一部着手した。

研究の結果、障害のある人の就労と生活保障について、政策のメインストリーム化が十分に進んでいないことによる課題がいずれの国においても見受けられた。同時に、比較やケーススタディを通じた検討から、障害のある人々を特に対象とした支援付き雇用、合理的配慮における社会的支援、保護雇用に関連付けた所得保障、就労と生活を繋ぐ福祉サービス等における具体的な取り組みが、当事者の主体的な意思決定に基づく労働参加、貧困の緩和、持続可能な社会経済に一定程度貢献することが導かれた。